

課税標準額算出例

(例) 世帯主・妻・子の3人が国民健康保険に加入している世帯

【所得内容】

世帯主… 営業所得100万円, 年金分雑所得100万円, 給与所得50万円
妻 … 所得なし
子 … 給与所得50万円

【課税標準額】

世帯主… 207 万円
= 営業所得(100万円) + 年金分雑所得(100万円) + 給与所得(50万円) - 基礎控除(43万円)
妻 … 0 円 (所得なしのため)
子 … 7 万円 = 給与所得(50万円) - 基礎控除(43万円)
世帯 … 214 万円 = 207万円 + 0円 + 7万円

※ 基礎控除は1人につき43万円(合計所得2,400万円以下の方の場合)です。妻分の基礎控除額を世帯主と子の所得から差し引くことはできません。

※ 各種所得控除(配偶者控除, 社会保険料控除等)は考慮しません。